

平成27年勝浦町マラソン議会（ひな会議）会議録第8号

1 招集年月日 平成27年3月20日

1 招集場所 勝浦町議会議場

1 開閉日時及び宣告

開議 3月20日 午前9時30分 議長 大西一司

散会 3月20日 午前10時13分 議長 大西一司

1 出席及び欠席議員

○出席議員（10名）

1番	美馬友子	2番	麻植秀樹
3番	河野道雄	4番	籾公一
5番	国清一治	6番	森本守
7番	山野忠男	8番	井出美智子
9番	大西一司	10番	川端雅夫

○欠席議員（0名）

1 地方自治法第121条第1項により説明のために出席した者の職及び氏名

町長	中田丑五郎	副町長	福田輝記
教育長	椎野和幸	参事兼 企画総務課長	伊丹眞悟
税務課長	前田泰子	福祉課長	大西博己
産業交流課長	野上武典	住民課長	笹山芳宏
建設課長	柳澤裕之	教育委員会事務局長 給食センター所長	久木喜仁
勝浦病院 事務局長	岡本重男	会計管理者 出納室長	豊岡和久

1 職務のため出席した者の職氏名

事務局長 松本重幸

1 議事日程

開議宣告

日程第1 諸般の報告

日程第2 議案第8号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第3 議案第9号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第10号 勝浦町公告式条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第11号 勝浦町手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第12号 勝浦町行政手続条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第13号 勝浦町防災会議条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第14号 勝浦町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第9 議案第15号 勝浦町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第10 議案第16号 勝浦町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第17号 勝浦町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第18号 勝浦町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第19号 勝浦町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第20号 勝浦町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第21号 勝浦町簡易水道管理条例の全部改正について
- 日程第16 議案第22号 勝浦町道路線の認定について
- 日程第17 議案第23号 平成27年度勝浦町一般会計予算について
- 日程第18 議案第24号 平成27年度勝浦町国民健康保険特別会計予算について

- 日程第19 議案第25号 平成27年度勝浦町簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第20 議案第26号 平成27年度勝浦町住宅新築資金等貸付特別会計予算について
- 日程第21 議案第27号 平成27年度勝浦町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第22 議案第28号 平成27年度勝浦町介護保険特別会計予算について
- 日程第23 議案第29号 平成27年度勝浦町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第24 議案第30号 平成27年度勝浦町病院事業特別会計予算について
- 日程第25 議案第31号 平成27年度勝浦町物産販売特別会計予算について
- 日程第26 議案第32号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第33号 勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第28 発議第1号 「手話言語法」制定を求める意見書
- 日程第29 発委第1号 地方創生特別委員会設置に関する決議

1 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第29まで

1 会議の経過

別紙のとおり

~~~~~

午前9時30分 開議

○議長（大西一司君） それでは改めて、皆さんおはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

~~~~~

○議長（大西一司君） 日程第1，諸般の報告を議題とします。

法第121条第1項の規定により，説明者として出席を求めたのは中田町長，福田副町長，椎野教育長，伊丹参事兼企画総務課長ほか関係各課長でございます。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

○議長（大西一司君） 日程第2，議案第8号，特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第25，議案第31号，平成27年度勝浦町物産販売特別会計予算についてまでを一括して議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大西一司君） ご異議ありませんので，そのように決定します。

これより第三読会を開きます。

議案第8号から議案第31号までの24件を一括して討論と採決を行うことにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大西一司君） ご異議ありませんので，一括して討論を採決を行うことに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大西一司君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大西一司君） 賛成者多数と認めます。したがって、議案第8号から議案第31号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（大西一司君） 次に、本日追加提案されました日程第26、議案第32号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について並びに日程第27、議案第33号、勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを一括して議題とします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大西一司君） ご異議ありませんので、これより第一読会を開きます。

この第一読会は、会議規則第53条により、状況によっては私からも質疑をしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大西一司君） ご異議ありませんので、そのように決定いたします。

町長から本件の提案説明をお願いします。

中田町長。

○町長（中田丑五郎君） 皆さんおはようございます。

追加提案をさせていただきます。

議案第32号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてでございます。

これは、平成26年人事院勧告及び徳島県人事委員会勧告を踏まえ、給与改定等の改正をするものでございます。

次に、議案第33号は、勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございます。

これは、平成27年度税制改正における国民健康保険税の賦課限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直しに伴い、勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

なお、詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明をいたさせますので、ご審議をいただきまして、ご決議賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（大西一司君） 町長の説明終わりました。

続けて、詳細説明をお願いします。

議案第32号、伊丹参事。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） それでは、議案第32号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

改め文の朗読については省略させていただきまして、中身のみご説明をさせていただきます。

2014年の人事院勧告を受けまして、平成27年度以降適用の給料表を改正するものでございます。今回の勧告で、平成27年度以降適用分の給料について、民間給与との格差を是正するため、俸給表を平均2%引き下げる内容となっております。改正される給料表は、事務局員に適用する行政職給料と、それからレントゲン技師や理学療法士などの医療専門職に適用する医療職給料表2、それと看護師に適用する医療職給料表3でございます。今回医者等に適用する医療職給料表1については、改正はございません。この改正におきましては、給料表の適用についてですけれども、激変緩和のために3年間は経過措置として平成26年度の給料を支給することとなっております。

それから、管理職員の特別勤務手当についてでございますが、災害への対応等、臨時、それから緊急の必要にやむを得ず平日の深夜、これ時間が指定されておりました、午前0時から午前5時まで、この間に勤務した場合、6,000円を超えない範囲内の額を支給するということになっております。

それから、再任用職員の勤勉手当についてでございますが、この支給の率について、6月の手当で100分の82.5から100分の75に、12月につきましては100分の37.5から100分の35に、それぞれ引き下げる改正となっております。

以上で議案第32号の説明といたします。

○議長（大西一司君） 続いて、議案第33号、前田税務課長。

○税務課長（前田泰子君） 議案第33号の詳細説明をいたします。

今回の改正は、国の改正によりまして、勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

お手元に配付してございます資料をごらんください。

資料との表現に多少違いがあることをご了承ください。

改正の内容は2点ございます。

1点目として、第2条、課税額についてです。

国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額の現行51万円を52万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額の現行16万円を17万円に、介護納付金課税額に係る課税限度額の現行14万円を16万円に引き上げる改正です。

2点目としましては、第21条、国民健康保険税の減額についてです。

5割軽減の対象となります世帯の軽減判定所得の算定におきまして、被保険者数に乗すべき金額の現行24万5,000円を26万円に、2割軽減の対象となります世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数に乗すべき金額の現行45万円を47万円に引き上げる改正でございます。

平成27年4月1日からの施行になります。

以上です。

○議長（大西一司君） 詳細説明終わりました。

これより質疑を行います。

まず、議案第32号について質疑のある方はご発言をお願いします。

5番国清議員。

○5番（国清一治君） ちょっとこの給与の関係で聞きたいんですけども、深夜の勤務も管理職は今までこれ遂行体制とかで私何回か上げられとうときに、管理職の人は時間外の勤務手当がなかったということで、これ6,000円を超えないということで、これから出せると。いうことですね。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） そうです。

○議長（大西一司君） どうぞ。

○5番（国清一治君） 座ったままで。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） おっしゃりますとおり、これまでは時間外、当然管理職出ませんでしたので、代休対応しておりました。今昨は災害が非常に多くなっておるので、土日については休日ですので昼休めますけども、平日については引き続き朝から業務に入らなあかんということで休めないというようなことでございまして、今言いましたように、0時から5時の間については、1回について6,000円以内で支給せえという勧告になっております。適用する分については、特に災害につ

いて対応したいと。対策本部で招集したときに支給をしていきたいと思っております。

○5番（国清一治君） それと、6月と12月に期末手当が、これは率が下がるっていうことだよな。これきのうもちょっと出とったんやけど、かなり企業関係では春闘ベアが大幅なアップになってるときやけど、これは経過措置で決まってるの来年までですか。3年間って言ったんやね、いつまで。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） 経過措置は3年となっております。

○5番（国清一治君） だから、まだある。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） あります、はい。

○5番（国清一治君） しょうがないな。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） えっ。

○5番（国清一治君） これしょうがないんな、下げな。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） そうですね。これ今おっしゃっていただきよんは再任用職員です。

○5番（国清一治君） ああ、再任用やな。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） 定年でやめていった方が、引き続き雇用された場合の再任用者の分です。

○5番（国清一治君） ほな、該当者はおらんね。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） 今のところございません。

○5番（国清一治君） おらんね。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） はい。

○5番（国清一治君） わかりました。

○議長（大西一司君） 4番 笹さん。

○4番（笹 公一君） 夜間に出た場合、6,000円を超えない範囲っていうんは、例えば5,000円にするとか4,000円にするとか、どういう基準、何か基準はあるんですか。6,000円を超えないっていうんは曖昧なような気がするんやけど、それは誰がどのようにほの金額っていうのは決めるようになってんのですか。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） これの運用については、細かく定められておりません。それぞれの自治体で決めなさいよということになっておりますため、勝浦町の場合、5時間ございまして6,000円っていうこととございしますので、初めの1時

間2,000円、あと1時間増すごとに1,000円という基準で運用したいなと今考えてます。

○4番（籾 公一君） わかりました。そうだね。基準がちょっとわからなんだもんで。

○議長（大西一司君） 10番川端議員。

○10番（川端雅夫君） 上げたり下げたり、上げたり下げたり、これちょっと今も5議員言いよったように、またベアが上がってるんでな。3年間の経過措置の中でまた上がるんやということは、これはもう3年間は決まっとんやな。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） そうです。

○10番（川端雅夫君） そうしたら、人勧の言うことは聞かないかんのんかい。どんなんだい。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） 町村で民間の給料を調査して、平均ベースを求めるということはなかなか作業的にできませんので、これまでも人勧、国が、人事院が調査した企業においての実態を調べて勧告がなったということですけど、それにずっと尊重している経過がございます。当然国と地方とは経済状況も違いますけれども、基本的にはそれに合わせていくということできてますので、当然上がるときには上がりますし、下がるときには下がりますので、その調子で対応したいと思っております。

ほんで、おっしゃいますように、26年度については0.27%上げておいて、27年度以降の適用については0.2%大きく下がるという大変矛盾も感じるんですけども、そういうことで、民間は確かにベアがかなり上がっておることを考慮して、3年間は、26年度の0.27ですけども、上がった分の経過措置をとるといような考え方です。ほんで、3年後、これ経過措置あるんですけども、また来年以降どういような人勧になるかわかりませんが、それはそのときにも経済状況なりを見て、給与状況を見て判断されるのだろうと思っております。今ことしの2014年の人勧の時点では、そういう判断ということで、勧告がなされてます。

○10番（川端雅夫君） 各町村でな、言ったら財政事情によって職員の給料カットしたとか、ああいう点はどう見積もられる、評価される。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） 職員の人事委員会で出た勧告の給料に対し

て、地方交付税の中で査定がされております。当然国の勧告に基づいて、その基準に基づいて地方の自治体が給料をするということで、これにあつたような算定で告示が来ていますので、当然国に準じずに高い給料を払えば、当然その差というのは単費で町債の負担になるというような背景がございます。国の定められた、人勧で定められた給料については、一定の割合で交付税措置がなされておるといふことですので。

○10番（川端雅夫君） いや、ほうしたら、結局うちが1%、3%職員カットした場合、これは人勧の方はもううちには言うてこんやといふことは、ないんやな。一律に全国的な発信をするんやな、人勧、勧告っちゅうのは。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） 国からすれば人勧遵守せえといふことなんですけど、当然地方自治体の給料は、町長が単独で決めれることにはなってます。ただし、なかなか、先ほど言いましたように、給料の根拠といふのは地方ではつかめませんので、ほとんどの自治体は人事院勧告を尊重して準用をしとるといふ次第になってます。

○10番（川端雅夫君） とにかくほの農業関係や教育関係にしたってころころころ変わるんでえな、人勧も一緒やけど、やっぱりもうちょっとしたら一定の施策が出せないのかと思ふほんまに、あんまりにもころころころ変わるし。

以上。

○議長（大西一司君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大西一司君） それでは、質疑がなければ、続いて議案第33号について。

この件についてご意見のある方はご発言をお願いします。

8番井出議員。

○8番（井出美智子君） 確認なんですけど、所得の高い人は上限がアップして、所得の低い人にとっては、法定減額の基準が高くなっているんで、低所得者にとっては助かる改正になってるんですね。

○議長（大西一司君） どうぞ。

○税務課長（前田泰子君） そのとおりでございます。

○8番（井出美智子君） はい、ありがとうございました。

○議長（大西一司君） 10番。

○10番（川端雅夫君） これによって、ほの入のほうはどれだけの差があるの。

○税務課長（前田泰子君） 試算はできておりませんが、ただ軽減の基準が、軽減がふえるということは、保険税は減ります、収入としましては。けれども、基盤安定のほうで見てくれるっていう、国や県がほの減った分を補ってくれるっていう施策がございます。

○10番（川端雅夫君） ほな、うちの特会の分は今までと変われへんということやな、言ったら。入は減っても、ほの分は見てくれるけん。

○税務課長（前田泰子君） そうですね。国保税自体の入はちょっと減るかもわかれへんけど。ほのほかの国や県の基盤安定からの分がふえるっていうことになります。

○議長（大西一司君） ほかにありませんか。

よろしいですか。

いいですか、進んで。

（「なし」の声あり）

○議長（大西一司君） それでは、質疑ございませんので。

それでは、お諮りします。

本件を第二読会に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大西一司君） ご異議ありませんので、本件は第二読会に付することに決定しました。

これより第二読会を開きます。

第二読会における議員間の自由討議を省略をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大西一司君） ご異議なしと認めます。

それでは、詳細質疑を行います。

議案第32号について質疑はございませんか。

よろしいですか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大西一司君） ないようでございます。質疑なしと認めます。

それでは続いて、議案第33号について質疑はございませんか。

5 番国清議員。

○5 番（国清一治君） 1点だけちょっと聞きたいんですが、この賦課限度額、これ1世帯当たりと思うんですけれども、将来世帯分離をされている方、家はかなりあると思うんですけれども、これの世帯の判定の基準日は1月1日なんですか。他の時期なんですか。どうなんでしょうか。

○議長（大西一司君） 税務課長。

○税務課長（前田泰子君） 国保税ですので、国保税の決まる時なんです。だから、6月10日です。記述的には4月1日にはなっとんですけれども、ただ所得税が決まってからの国保税の算定に入りますので、そういう流れとなっております。

○5 番（国清一治君） わかりました。

○議長（大西一司君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大西一司君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件を第三読会に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大西一司君） ご異議ありませんので、本件は第三読会に付することに決定いたしました。

これより第三読会を開きます。

議案第32号並びに議案第33号を一括して討論と採決を行うことにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大西一司君） ご異議ありませんので、そのように決定いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大西一司君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（大西一司君） 賛成者多数と認めます。したがって、議案第32号並びに議案第33号は原案のとおり可決いたしました。

~~~~~

○議長（大西一司君） 次に、日程第28、発議第1号、「手話言語法」制定を求める意見書を議題とします。

これより第一読会を開きます。

本件について提出者の趣旨説明を求めます。

8番井出議員。

○8番（井出美智子君） 「手話言語法」制定を求める意見書について。

読み上げて説明いたします。

このことについて、勝浦町議会会議規則第11条第1項の規定により提出する。平成27年3月20日提出。提出者、勝浦町議会議員井出美智子。賛成者、美馬友子、麻植秀樹、河野道雄、笹公一、国清一治、森本守、山野忠男、大西一司、川端雅夫。勝浦町議会議長大西一司殿。

「手話言語法」制定を求める意見書。

手話とは、日本語を音声ではなく、手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。

2006年12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語である」ことが明記されている。障害者権利条約の批准に向けて、日本政府は国内法の整備を進め、2011年8月に成立した「改正障害者基本法」で、「全て障害者は、可能な限り、言語、（手話を含む、）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。また、同法第22条では、国、地方公共団体に対して、情報保障施策を義務付けており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広

め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することもできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考えます。

よって、本町議会は、政府と国会が下記事項を講ずるよう強く求めるものである。

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成27年3月20日。勝浦町。徳島県勝浦町議会。提出先、内閣総理大臣、内閣官房長官、衆議院議長、参議院議長、総務大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（大西一司君） 提出者の説明は終了いたしました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大西一司君） 質疑を終了します。

お諮りします。

本件については、第二読会を省略し、第三読会において討論と採決を行うこととしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大西一司君） ご異議ございませんので、直ちに第三読会を開きます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大西一司君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大西一司君） 賛成者多数と認めます。したがって、発議第1号、「手話言語法」制定を求める意見書は原案のとおり可決いたしました。

○10番（川端雅夫君） ちょっとまだ文言の中で、提出者が大西一司……。

○8番（井出美智子君） そこがちょっと気になったんやけど、私。

○10番（川端雅夫君） あれは削除する必要ないか。

○8番（井出美智子君） 2回出てくるんです。賛成者の中に。

○10番（川端雅夫君） 自分が自分に提出しとった。

○議長（大西一司君） はいはい。これ私のを削除せないかんねんな。違うの。どっち。下消すの。

○10番（川端雅夫君） 下を消すん、上を消したらダメです。

○議長（大西一司君） 本会議、いろいろ10番言われるな、何やかんや。

ほな、今訂正します。

10番議員。

○10番（川端雅夫君） それだけ。

○議長（大西一司君） 先輩の意見、十分賜りました。

~~~~~

○議長（大西一司君） 次に、日程第29、発委第1号、地方創生特別委員会設置に関する決議を議題とします。

これより第一読会を開きます。

本件について提出者の趣旨説明を求めます。

国清議会運営委員長。

○議会運営委員長（国清一治君） 発委第1号、地方創生特別委員会設置に関する決議。

上記の議案を別紙のとおり、勝浦町議会会議規則第11条第2項の規定により提出します。平成27年3月20日。提出者、議会運営委員会委員長国清一治。勝浦町議会議長大西一司殿。

次のページをお願いします。

地方創生特別委員会設置に関する決議。

次のとおり、地方創生特別委員会を設置するものとする。

名称。地方創生特別委員会。

設置の根拠。地方自治法第109条及び勝浦町議会委員会条例第4条。

付議事件。地方創生の諸施策に関すること。

委員の定数。10名。

調査機関。機関の字が……。

機関のこの訂正をしてください。

設置の日から議会が調査終了を議決するまでとする。

提案理由につきましては、現在国において、地方創生に関する関連法が制定され、地方創生に関する緊急的取り組みに対する措置がなされているところであります。そのような中、地方においては、地方創生に関する総合戦略を策定し、諸施策の推進及び効果検証等の各団体において十分に議論するよう求められております。議会においては、勝浦町が将来にわたり、魅力的で活力にあふれる「まち」として持続していけるよう、総合戦略の重要性を強く認識するとともに、地方創生の諸施策への提言、対応等検討するために「地方創生特別委員会」を設置するものであります。ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大西一司君） 提出者の説明は終了いたしました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大西一司君） 質疑を終わります。

お諮りします。

本件についての第二読会を省略し、第三読会において討論と採決を行うこととしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大西一司君） ご異議ございませんので、直ちに第三読会を開きます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大西一司君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（大西一司君） 賛成者多数と認めます。したがって、発委第1号、地方創生特別委員会設置に関する決議は原案のとおり可決いたしました。

委員会の委員長及び副委員長の選任については、勝浦町委員会条例第6条第2項の規定により、委員会において互選することになっております。

小休いたします。

午前10時04分 休憩

午前10時09分 再開

○議長（大西一司君） 再開いたします。

委員長並びに副委員長の選任について報告がありましたので、ご報告いたします。

委員長にとりあえず私大西が委員長にならせていただきました。副委員長に副議長
節議員がならせてもらいます。

以上の方が選任されましたので、ご報告いたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

以上をもって本会議に付議された案件の審議は全て終了しました。

平成27年ひな会議閉会に当たり、中田町長からご挨拶をお願いしたいと思います。

中田町長。

○町長（中田丑五郎君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本3月ひな会議に提案をいたしました議案につきまして、ご審議をいただきまして、ご決議賜りましたことに対しまして、厚く御礼を申し上げます。

本会議の一般質問におきましては、新年度町政に取り組む私の所信表明に対しまして、また行財政運営のあり方など、さまざまな角度から多くのご意見、ご提言をいただきました。ありがとうございます。

新年度には、5年間の地方創生事業の指針となります地方版の総合戦略を策定いたします。議員の皆様方を初め、幅広い分野の方々から多くのご意見をいただき、勝浦町の将来を見据えた効果的な施策を盛り込んだ総合戦略としてまいりたいと考えて

おります。

本年は、町制施行の60年の記念すべき年になっております。町民は本当に勝浦町に生まれまして住んでいることに自信と誇りを持ち、「みかんが香り笑顔あふれる元気なまちかつうら」を目指しまして、地方創生の先駆けとなるよう、町民の皆様方と協働して、よりよいまちづくりに邁進してまいります。

議員の皆様方におかれましては、今後とも町勢発展のために、格別のご指導、ご鞭撻を賜りますように、重ねてお願いを申し上げます。

季節の変わり目でございます。春とはいえ、まだまだ寒い日が来る日もあるかと思っております。十分体にお気をつけて、ますますのご活躍をされますことを心からご祈念申し上げまして、閉会に当たりましてのお礼のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大西一司君） ありがとうございました。

それでは、これで散会をいたします。

どうも皆さんお疲れでございました。

午前10時13分 散会

以上会議の顛末を記し相違ないことを証するためにここに署名する。

勝浦町議会議長

勝浦町議会議員

勝浦町議会議員